

Working Paper Series (J)

No.22

公的年金の給付水準・代替率の再検討：
歴史的小よび社会的主観的アプローチ（記述統計量・推計結果付）

Rethinking the Level of Basic Pension and the Replacement Rate of
Earnings-Related Pension: Historical and Social Subjective Approach

山田篤裕・渡辺久里子

Atsuhiro YAMADA・Kuriko WATANABE

2020年3月

http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ22.pdf



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は、全て執筆者の個人的見解であり、
国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

公的年金の給付水準・代替率の再検討：歴史のおよび社会的主観的アプローチ¹ (記述統計量・推計結果付)

山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）・渡辺久里子（国立社会保障・人口問題研究所）

【抄録】

2004年の公的年金制度改革により、満額基礎年金額については基礎的消費支出(衣食住)、モデル年金の所得代替率については社会保障の最低基準（ILO 第 102 号条約）という過去の参照基準を将来下回る可能性がある。

一般市民への意識調査から推定された社会的主観的貧困線に基づくと、満額基礎年金とモデル年金は持ち家の場合、各々基礎的消費支出と生活扶助相当支出を現時点では賄える。しかし、借家の場合はすでにいずれも賄えない。一方、社会的主観的代替率は現行制度に近い定義では 37%、現役・高齢世帯とも可処分所得に基づく定義では 52%であり、現行の所得代替率 61.7%より低い。

高齢者の所得保障のためには、（日本にまだ存在しない）期間の定めのない住宅手当等、対象者を限定した社会保障給付が重要となる。とはいえ一般市民の意識として、マクロ経済スライドによるモデル年金の所得代替率 50%は平均的には現時点では必ずしも低いとはいえない。

キーワード：基礎年金、所得代替率、ILO 第 102 号条約、社会的主観的貧困線、社会的主観的代替率

I. はじめに

社会的に維持可能な公的年金の給付水準・代替率とはどのような水準であるか。こうした問いが必要なのは 2004 年（平成 16 年）改正により、マクロ経済スライドが導入されたから

¹ 本研究は令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）」、JSPS 科研費 25285169, 16H03718, 17H06086 の助成を受けた。草稿段階での田中聡一郎（関東学院大学）、百瀬 優（流通経済大学）、畑 満（こくみん共済 coop）三氏からのコメント及び調査対象者のご協力に心から感謝申し上げます。残された誤りは筆者の責である。本ワーキング・ペーパー中では、敬称を省略する。なお本ワーキング・ペーパーは『社会保障研究』第 4 巻 4 号に公刊された（本稿未付録図表を除く）。

である。マクロ経済スライドにより、公的年金の「財政的」維持可能性は高まった一方、高齢者の適正な所得保障という意味での「社会的」維持可能性は次節で述べるように2つの理由で十分担保できていない。

本稿では、II 節でこの2つの理由を過去の参照基準からの逸脱という歴史的観点から述べ、公的年金の給付水準・代替率の再検討の必要性を論じ、III 節でその再検討の際、有用と考えられる一般市民の意識に基づく社会的主観的アプローチについて説明する。IV 節で同アプローチによる具体的な推計方法、V 節で同アプローチに基づく給付水準・代替率の具体的な数値を示す。VI 節では本稿のまとめ及び若干の政策含意を述べる。

II. 公的年金の給付水準・代替率の参照基準

過去を振り返ると2004年改正による公的年金の給付水準・代替率は、高齢者の適正な所得保障という意味での「社会的」維持可能性に関し、2つの理由で十分担保されていない。

一つはマクロ経済スライドにより実現される満額基礎年金の給付水準の低さである。もう一つはマクロ経済スライドによる50%というモデル年金の所得代替率の低さである。

1. 基礎年金の参照基準としての「基礎的消費支出」

基礎年金を導入した1985年改正時、満額の給付水準は老後生活の基礎的部分（1979年全国消費実態調査の65歳以上単身（無業）の衣食住への平均支出額に物価上昇分を加味した額）を賄える額²とされた〔吉原編（1987）、pp.44-51；百瀬・山田（2018a）、p.238〕。

しかし1994年改正以降、前回改正以降の消費者物価指数の伸びなどを基に改定することになり、満額基礎年金の給付水準設定の考え方が変わった。さらに2000年改正以降、基礎年金額は新規裁定時には賃金スライド、裁定後は物価スライドで改定されることになった。その結果、65歳以上単身無職世帯の基礎的生活費に基礎年金単価を合わせるという、基礎年金創設時の理念は失われた〔百瀬・山田（2018a）、p.269〕³。

² 1985年改正時の満額の基礎年金の給付水準の考え方に関し、国会では政府委員（吉原健二）による発言〔第102回国会 衆議院 社会労働委員会 第2号 1984年12月6日；同委員会 第4号 1984年12月13日〕が注目される（注4も参照）。なお「老後の基礎的生活費を賄う基礎年金額」という説明は「後付け」といえる。基礎年金額の参照基準として、まず旧法国民年金の25年加入の年金額や旧法厚生年金の定額部分の年金額（後者は1954年以降、生活扶助基準（二級地）を参照）があった上、家計調査等で老後の基礎的生活費とも一致することが確認できた、というのが経緯である。この一致を当時の政策担当者は「皆既日食」と表現している。ただし、この一致はその後の基礎年金額改定時の参照基準として用いられることで実質化した〔百瀬・山田（2018a）、p.239〕。

³ 基礎的生活費を参照する世帯類型に関し、国会では政府参考人（渡邊芳樹）による発言〔第166回国会 参議院 厚生労働委員会 第8号 2007年3月29日〕が注目される。同委員会

さらに2004年改正で導入したマクロ経済スライドにより、スライド調整率以上の物価上昇があった場合、スライド調整率分引き下げられることになった。そのため基礎年金の名目額は維持できても、物価上昇率調整後の実質額でみた給付水準は低下する。加えて2016年に成立した年金改革法により、2021年4月から標準報酬平均額が低下し、物価よりその低下率が大きい場合、新規裁定者・既裁定者とも年金額は標準報酬平均額の低下率分、引き下げられることになった〔厚生労働省年金局（2018）〕⁴。

2019年財政検証結果のケースIII（実質経済成長率0.4%、人口中位）によれば、基礎年金の調整が終了する2047年度には、1人あたり満額基礎年金（月額）は現在の6万5千円から（物価上昇率で割り戻した2019年度実質額で）6万2千円に5%低下する〔厚生労働省（2019a）、pp.16〕。現在の高齢単身無職世帯の基礎的生活費の実質額が2047年時点でも同じなら、満額基礎年金額はその時点で基礎的生活費の84%しか賄えない⁵。さらに2019年に65歳に到達し、満額の基礎年金を受給開始しても、スライド調整期間にあるため、物価上昇分からスライド調整率を差し引いた額しか改定されず、85歳時には（2019年度実質額で）5万3千円まで16%低下する〔厚生労働省（2019b）、p.25〕。基礎的生活費の実質額が同じであるなら、満額基礎年金額はその72%しか賄えない⁶。

では、第159回国会での厚生労働大臣（坂口力）の発言〔参議院 厚生労働委員会 第19号 2004年5月25日〕が取り上げられ、消費支出の参照世帯が高齢単身から高齢夫婦に変更されたかどうか質疑があった。

⁴ 2004年改正以降の政府答弁では「年金の給付水準の決定に当たっては長期的な給付と負担の均衡の確保が前提となることから、老齢基礎年金の額は基礎的消費支出を全て賄うという考え方で設定されているものではない」とされた〔内閣衆質192第173号（2009年12月6日）〕。2016年の国会でも政府は、1985年改正時の基礎年金の水準が、高齢世帯の基礎的消費支出ばかりでなく現役の保険料負担も考慮し決定されていたことを、過去の政府委員（吉原健二）の発言〔第102回国会 衆議院 社会労働委員会 第4号 1984年12月13日〕を根拠に強調した〔第192回国会 衆議院 厚生労働委員会 第8号 2016年11月18日；同国会 参議院 厚生労働委員会 第9号 2016年12月6日〕。

⁵ 食料、住居、水道・光熱、家具・家事用品、被服及び履物の合計額（つまり「衣食住」にかかる費用）を「基礎的消費支出」と定義〔厚生労働省（2008）、p.41〕すると、直近の総務省「全国消費実態調査（平成26年）」によれば、その額は65歳以上の単身無職世帯の男性で7万3千円、女性で7万5千円（いずれも月額平均）で現在の満額の基礎年金額より高い。

⁶ もっともこの問題について国会では、（65歳以降の）加齢により基礎的消費支出の水準も下がるので、基礎年金額は受給開始時の水準を保たなくても良い旨、政府参考人（鈴木俊彦）が説明している〔第192回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号（2016年11月10日）〕。しかし2004、09、14年の「全国消費実態調査」に基づけば、65歳以降の基礎的消費支出の変動は調査年により傾向・幅が異なり、必ずしもそう言い切れない〔畑（2017）、pp.34-35〕。

2004年改正により、厚生年金の代替率を長期的に50%まで引き下げることが可能にした理由の一つは、このような基礎年金の実質額引き下げを認めたからともいえよう⁷。

2. 代替率の参照基準としてのILO第102号条約

基礎年金の水準以外に、「社会的」維持可能性を十分担保できない、もう一つの点として挙げられるのがマクロ経済スライドの結果、実現されるモデル年金の給付水準、すなわち50%という所得代替率の低さである。実はこの代替率は、将来世代の負担とのバランスの観点から、今からおよそ40年も前の1980年頃に想定されていた給付水準(=代替率)上限に近い。しかし、65歳以降の給付水準および元の参照基準からすれば低いといえる。以下、そのことを、歴史的な参照基準を踏まえ説明する。

1973年改正(5万円年金の実現)以降、厚生年金の給付水準の目標値として、賃金の一定割合すなわち代替率が掲げられるようになった。それ以来2004年改正前まで(加入年数等、その定義は変遷したが)代替率は現役男性の平均賃金の6割に設定されてきた(実際は62~69%で推移)[厚生省年金局(1999), p.325]。この1973年改正時の代替率6割という新たな参照基準の設定は、直接には社会保険審議会意見書〔社会保険審議会(1972), pp.104-105]に基づく〔週刊社会保障報道部編(1978), p.382〕。

厚生省による当時の代替率の評価は、「厚生年金の被保険者の平均標準報酬の60%に相当するものであり、ボーナスを含めた報酬の45%となり国際的にみて決して見劣りしない〔厚生省編(1976), p.23]」というものであった。この評価は日本が1976年に批准した国際労働機関(ILO)の「社会保障(最低基準条約)条約(第102号)」や、現在も未批准の「障害、老齢及び遺族給付条約(第128号)」⁸に基づく。ILO第102号条約は1952年に採択されて以降、代替率の参照基準となった⁹。

⁷ 1985年改正でも代替率引き下げを試みたが、従来の国民年金額を引き下げないという制約条件のため十分引き下げられず、改正前より1%ポイント高い69%となった経緯がある〔百瀬・山田(2018a), p.240〕。

⁸ 代替率の下限はILO第102号条約(1952年採択、日本は1976年批准)では30年加入(29条)で年金受給資格年齢の妻を有する男子に対し賃金の40%(第11部付表)、日本は未批准の第128号(1967年採択)では同45%(第5部付表)と定められている〔ILO駐日事務所国際労働基準条約一覧, 2019年11月15日閲覧〕。未批准の理由は、全被用者90%以上を適用するとの要件(被用者総数に占める厚生年金被保険者比率で判断)が今なお満たされないからである〔国立国会図書館調査及び立法考査局(2013), p.33〕。

⁹ 『昭和50年版厚生白書』の当該部分の執筆担当者は年金局長として1985年改正を直前まで主導した山口新一郎である〔百瀬・山田(2018b), p.70〕。彼は1954年改正では「40年で2割、定額部分と合わせると4割、これは当時の(ILO)102号条約を満足させることができるという考え方」、1960年改正は「45%という水準というわけで、まあまあ水準」であ

同条約や（後述する）将来世代が負担する保険料率以外に、1973年改正時に代替率が現役男性の平均賃金の6割に設定された理由として、もう2つ挙げられる。生活保護制度で高齢2人世帯の最低生活費が標準4人世帯の6割であったこと、健康保険の傷病手当金が標準報酬月額額の6割であったこと、である〔畑（2017）、p.28〕。

さらに時代は下って代替率6割の根拠として1985年改正時では、同条約や生活保護制度以外に、夫婦と子ども2人の4人世帯に対する（教育費、住宅ローンや勤労のための経費のない）高齢者世帯の支出額が6割であったこと、有識者調査で現役被保険者の平均賃金月額額の60%とする意見が4割と最多だったことも挙げられた〔吉原編（1987）、pp.82-85〕。

一方、現在の目標値である代替率50%は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年改正法）附則第2条がその定義である。代替率の分子は夫婦の年金（夫2号、妻3号で40年加入前提）で公租公課（税・社会保険料）控除前の額、分母である現役男子の平均賃金〔一元化後モデルの男子被保険者一人あたり標準報酬額（＝ボーナス込み）〕は公租公課控除後の手取り額（ネット）で算定する〔厚生労働省年金局数理課編（2015）、p.292〕。分母をボーナス込みの現役男子の平均賃金の「手取り額」とする、この代替率の定義は「最終保険料率を将来世代の負担可能な水準にとどめるという考え方を最大の眼目〔吉原・畑（2016）、p.128〕」にした2000年改正（代替率の目標は59%）から引き継がれている。

この2004年改正による代替率50%は、実は1985年改正作業時に認識されていた給付水準（代替率）の上限である、税・社会保険料控除前（グロス）の総報酬の40～45%、すなわち標準報酬月額額の60%に近い。グロス総報酬の40～45%という当時考えられていた代替率上限を、仮に現在の公租公課控除のための可処分所得割合（0.814）¹⁰で除し、現行ベースの代替率に換算するなら49～55%となり、現行の50%という代替率は、1985年改正作業時に上限と考えられていた幅の下方に相当する。なお代替率で想定されていた現役世帯は夫婦

つたと述べている〔村上他（1980）、p.15〕。ただし1954年改正では40年加入で4割なので、同条約の要件（30年加入で代替率40%）を満たさない。1965年改正による「一万円年金」は、20年加入で平均標準報酬月額額の40%に相当するので、ILO基準を大幅に上廻るとされた〔厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編（1968）、p.342〕。そして1973年改正による平均標準報酬月額額の60%という代替率はボーナスを考慮しても45%に相当し、ILO第128号条約にも適合するので「国際的にも上位」とされた〔横田（1980）、p.143；厚生団編（1988）、p.235〕。同条約は1985年改正にも参照された〔吉原編（1987）、pp.84-85〕が、社会保険審議会厚生年金保険部会「厚生年金保険制度改正に関する意見（1983年7月15日）」を受け、それまでの給付水準引上げの根拠ではなく、引き下げの根拠として参照された点で大きく異なる。

¹⁰ 2014年財政検証で用いられている可処分所得割合（0.814）〔厚生労働省年金局数理課（2015）、p.292〕は2019年財政検証関連資料でも用いられている〔厚生労働省（2019b）、p.17〕。ただし、この可処分所得割合の具体的算出方法は明らかでない。

と子ども2人の4人世帯、高齢世帯は夫婦のみ世帯であった¹¹。

このグロス総報酬の40~45% (=グロス標準報酬月額額の5~6割) という代替率の上限は「粗っぽい計算」により、将来世代の負担とのバランスから1980年には認識されていた。具体的には、当時の人口推計の現役世代と高齢世代との将来の人口比「3対1」で、グロス標準報酬月額額の60%という代替率を案分すると、将来の現役世代一人あたりの保険料率はグロス標準報酬月額額の20% (=60×1/3, 労使折半で10%) となるため、当時の「ヨーロッパの状況を見ても、十分対応できる」とされた〔山口・小林(1982), p.46〕¹²。

しかしそれでも2つの理由から、現在の代替率50%という給付水準は「低い」といえる。一つは65歳以降の代替率の低さである。マクロ経済スライドによる調整期間中、65歳以降についてもスライド調整率が適用される上、調整期間終了後も物価でしかスライドしないため、賃金との相対比である代替率は50%よりも低下していく。たとえば1974年度生まれ(団塊ジュニア)の代替率(ケースIII)は65歳時点では54.1%であるが、80歳時点では44%まで低下する〔厚生労働省(2019b), p.24〕。

もう一つの理由は、代替率のもともとの参照基準であったILO第102号条約と比較した

¹¹ 1985年改正を主導した山口新一郎によれば「私は(昭和)44年改正当時から申し上げていたんですが、勤労者(現役)の平均賃金を100とする。大体、30歳代後半の人の賃金で、子供2人の4人暮らし、税金等を引かれて手取りは70ぐらいになる。この70で家族4人で食うわけです。老人の方は2人暮らしですから、同じ理屈なら、その半分の35でいい。しかし共通経費があるから、少しおまけしなければならない。したがって、現役労働者の40%、45%という、ILOの102号条約、128号条約というのはいい線だと思う。これ以上の給付レベルは現役労働者とのバランスで、とてもできない。公的年金のレベルとして、上限は総報酬で45%だと思う。すると、標準報酬月額に対しては60%が限度だと思う。」(傍点引用者)〔村上他(1980), p.17〕と述べている。

¹² 1985年改正を主導した山口新一郎は、現役とのバランス論でいえば、将来世代の30%に近い保険料率は負担が大きい、との認識であった〔山口・小林(1982), p.47〕。実際、2000年改正まで標準報酬月額(ボーナスを含まない月収)に対する厚生年金の最終保険料率は30%以下を目標とし、「労使の暗黙の合意」でもあった〔吉原(2004), p.140〕。この標準報酬月額での保険料率30%を、(ボーナス込みの)総報酬での保険料率に粗く換算すると23.1% (=30÷1.3, 1.3はボーナス込みの年収に対するボーナスを含まない年収の平均比)となる。同様に20%は総報酬での保険料率15.4%となる。現行の総報酬での保険料率18.3%はその間に入る。ただし最新の将来人口推計(中位)によれば、2065年には生産年齢人口1.3人に対し65歳以上人口は1人となる〔国立社会保障・人口問題研究所(2017), p.5〕。現行の代替率50%を当時の「粗っぽい計算」〔山口・小林(1982), p.46〕と同様に案分すれば総報酬での保険料率は31.3% (=50×0.814÷1.3, 0.814は可処分所得割合でグロス換算)となる。

場合の低さである。2004年改正に向けた年金部会の給付水準の「下限」に関する議論でも、同条約との整合性がすでに懸念されていた〔厚生労働省（2003b）〕。

もちろん同条約採択時（1952年）以降の長寿化進展を勘案すれば、「30年加入」を前提とするILOの代替率の定義には議論もあろう。しかし、現行の代替率50%を、30年加入で粗い換算をするなら37.5%（ $=50 \times 30 / 40$ ）となる。さらに代替率の計算を分母についてもグロスで行うなら、30.5%〔 $=37.5 \times 0.814$ （現行の可処分所得割合）〕となり、40%という同条約の社会保障の最低基準を下回る。

また同条約に関する「日本政府年次報告（案）」での「熟練労働者」に基づく代替率の定義に基づいても、現行制度を反映した計算式では、マクロ経済スライドによる調整期間中に40%という最低基準を下回る可能性がある¹³。とはいえILOに報告する代替率は、各国の基準で決めて良いとされ¹⁴、政労使合意の下、今後も当該代替率については、ボーナスや公租公課を含めないグロスの平均標準報酬月額に基づくなら、調整期間終了時でも65歳時点で

¹³ ILOに対する「日本政府年次報告(案)」では「熟練労働者」の設定は、10人以上規模企業に雇用される生産労働者（男子）の最大多数を有する、輸送用機械器具製造業の生産労働者（男子）である。代替率の分母として、当該産業男子の平均所定内給与月額（グロス）が用いられ、2012年時点では52.4%である〔厚生労働省大臣官房国際課（2012）、p.5〕。最新の厚生労働省『平成30年賃金構造基本調査』に基づけば所定内給与月額（6月分）は（a）33万300円である。1946年度以降生まれについて分子を計算（ただし報告案の計算方法と異なりスライド分を捨象）すると（b）30年加入の夫婦老齢基礎年金の合計月額は9万7411円（ $=6万4941円 \times 30 / 40 \times 2$ ）、平均標準報酬月額のみで考えれば（c）夫の老齢厚生年金報酬比例部分の月額は30年加入で7万601円（ $=33万300円 \times 7.125 / 1000 \times 360 \text{カ月} \div 12 \text{カ月}$ ）となり、代替率（ア）は50.9%〔 $= (b+c) / a$ 〕となる。また報告案の計算式〔厚生労働省大臣官房国際課（2017）、p.3〕と異なるが、分子の夫の老齢厚生年金報酬比例部分に関しボーナス分も考慮し平均標準報酬（d）45万491円〔 $=33万300円 + 年間賞与その他特別給与額（調査年前年1年間）: 144万2300円 \div 12 \text{カ月}$ 〕に基づけば、（e）夫の老齢厚生年金報酬比例部分は7万4074円（ $=45万491円 \times 5.481 / 1000 \times 360 \text{カ月} \div 12 \text{カ月}$ ）となり、代替率（イ）は51.9%〔 $= (b+e) / a$ 〕となる。さらに、分母も平均標準報酬で計算するなら代替率（ウ）は38.1%〔 $= (b+e) / d$ 〕となり、すでに40%を割り込む。ただし、分母に可処分所得割合を乗じる場合は代替率（エ）は46.8%〔 $= (b+e) / (d \times 0.814)$ 〕となる。

¹⁴ たとえば、1985年改正時における国会の質疑でも「従前の勤労所得は、これは各国により異なるけれども、それぞれの国の解釈で、また制度的な基準で考えてよろしい」と年金課長（山口剛彦）により説明されている〔第102回衆議院社会労働委員会第4号（1984年12月13日）〕。また2004年改正時の年金部会においても「各国の国内で定めた前提の計算式でいい」と年金課長（木倉敬之）により説明されている〔厚生労働省（2003a）〕。

40%を上回ることは可能である¹⁵。

以上をまとめれば、現行の公的年金制度は「財政的」維持可能性が強調され、基礎年金については基礎的消費支出、代替率については社会保障の最低基準（ILO 第 102 号条約）という過去には参照されていた基準を、近い将来、実態として下回る可能性がある。高齢者の適正な所得保障という意味での「社会的」維持可能性が十分担保されていないことが懸念される。

III. 社会的主観的アプローチ

それでは、どのような給付水準・代替率であれば、「社会的」に維持可能と考えられるのか。すでに、いくつかの世帯類型と消費支出を設定した上、高齢期の家計収支バランスに基づき論じた先行研究が存在する。紙幅の制約で、網羅的でない列挙にとどまるが、たとえば和泉（2017）、免田（2018）、非正規雇用に関しては藤本（2008）、就職氷河期世代・団塊ジュニア世代に関しては辻（2008）、山本（2016）、さらに医療・介護費用を勘案した畑（2017; 2019）、山本（2019a; 2019b）や家賃・最低賃金も考慮した畠中（2018）などが存在する。これらの先行研究は高齢期の家計収支バランスについて、住宅費や医療・介護費を勘案した場合や単身世帯を想定した場合の公的年金額の低さ、防貧策としての非正規雇用者への厚生年金の適用拡大の必要性や高齢期の就労継続の重要性等を、複数の世帯類型を設定し、精緻な推計で明らかにした。

本稿では、これらの先行研究とは別のアプローチで「社会的」に維持可能な公的年金の給付水準・代替率について検討する。具体的には主観的厚生に基づくアプローチによるもので、先行研究は2つに大別される〔Kapteyn et al. (1985), pp.36-41〕。第一は、所得評価質問項目（Income Evaluation Question : IEQ）に基づくもの¹⁶、第二は最低所得質問項目（Minimum Income Question : MIQ）に基づくものである¹⁷。Goedhart et al. (1977) を端緒とする一連の主観的貧困線を定める研究は MIQ の額と回答者の所得が一致する点を貧困線、すなわち社会的主観的貧困線（Social Subjective Poverty Line : SSPL）と定義した〔Ravallion (2016), pp.215-216〕。また第二の方法の応用として、現在の世帯消費額を尋ねた上で、別途、世帯のニーズ

¹⁵ 注 14 も参照。代替率（ア）で、粗い計算を行えば、調整期間終了時でも 41.2%（= 50.9% × (50.0/61.7)）となり 40%を上回る。

¹⁶ IEQ は、具体的には「あなたの状況において、あなたが『とても悪い』とみなす課税後の世帯所得はいくらですか。そして『悪い』、『不十分』、『十分』、『良い』、そして『とても良い』額はいくらですか。」という質問項目による方法である。

¹⁷ MIQ は具体的には「あなたの状況において、あなたが最低限必要とみなす課税後の世帯所得はいくらですか。つまりあなたがそれ未満では生計を維持できない額です。必要最小限の額は...」という質問項目による方法である。調査対象者は、これを週・月・年のいずれかの単位で回答する〔Goedhart et al. (1977)〕。

に対して現在の生活水準が十分か不十分かという、生活意識に基づく方法も提案されている〔Pradhan and Ravallion (2000)〕。

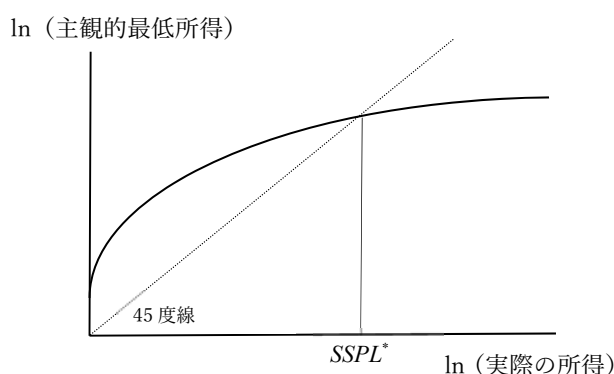
本稿では第二の方法に基づき、次節以降、高齢者が最低限必要とする生活費あるいは現役世代と高齢世代の生活意識から所得代替率を求め、公的年金の給付水準・代替率を検討する。有識者に対する意識調査で示された公的年金の給付水準・代替率〔厚生省年金局 (1983), pp.28-38〕が 1985 年改正時に参照にされた経緯〔吉原編 (1987), p.85; 百瀬・山田 (2018b), pp.74-75〕を想起するなら、こうした一般市民に対する意識調査に基づくアプローチも有用と考えられる。

IV. 方法

1. 分析枠組

本項では社会的主観的貧困線および社会的主観的代替率を求めるための具体的推計方法を説明する。

社会的主観的貧困線（以下、SSPL と略す）は、図 1 のように所得が低い人ほど実際の所得は主観的最低所得 (MIQ) を下回り (45 度線より上方に位置)、所得が高い人ほど実際の所得が主観的最低所得を上回る (45 度線より下方に位置) ことを利用し得られる。



出所：Goedhart et al. (1977), p.513 に基づく。

図 1：社会的主観的貧困線

SSPL は、たとえば世帯類型が単身と夫婦の 2 種類しかない場合、下式を最小二乗法で推計し、推定された各パラメータから求める。

$$\ln(\text{主観的最低所得}_i) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{所得}_i) + \gamma \cdot \text{夫婦世帯ダミー}_i + \varepsilon_i$$

SSPL は、定義により主観的最低生活費が (実際の) 所得と一致する点なので、ベースである単身世帯では $\exp[\alpha/(1-\beta)]$, 夫婦世帯は $\exp[(\alpha+\gamma)/(1-\beta)]$ により求まる〔Bishop et al. (2014),

p.270)。

同様に、J 段階で評価された生活意識を被説明変数とする下式を順序プロビット・モデルで推計し、推定された各パラメータから等価尺度を求めることができる。等価尺度は一般に世帯に働く規模の経済性を表すが、現役世帯に対する高齢世帯の等価尺度を、本稿ではとくに社会的主観的貧困線 (SSPL) の名称に倣い、「社会的主観的代替率 (Social Subjective Replacement Rate : SSRR) と呼ぶことにする。たとえば世帯類型の基準カテゴリーが現役世帯で、世帯類型 1 が高齢世帯であることを表すダミー変数の場合、等価尺度すなわち本稿での社会的主観的代替率(以下、SSRR と略す)は $\exp(-\gamma_1/\beta)$ により求まる〔Pradhan and Ravallion (2000), pp.466-467; Stewart (2009), p.910〕。

$$\text{生活意識 } i^* = \beta \cdot \ln(\text{所得}_i) + \gamma_1 \cdot \text{世帯類型 1 ダミー}_i + \dots + \gamma_m \cdot \text{世帯類型 } m \text{ ダミー}_i + \varepsilon_i$$

世帯類型や所得の定義(後述)は本稿と異なるが、すでに日本において同様の手法で生活意識に基づく 1990 年代の高齢世帯の等価尺度(本稿では SSRR)を推計した研究として高木他(2004)が挙げられる。

推計にあたって、所得や世帯類型以外の世帯属性を表す変数(職歴、離別・死別の区別、世帯主年齢等)は説明変数に敢えて加えない。こうした世帯属性を表す変数を用いた場合、所得や世帯類型との相関が高く、不整合な結果が出ることが近年の研究で指摘されているからである〔Bishop et al. (2014), p.270〕。

2. データ・変数

社会的主観的貧困線(SSPL)の推計には独自調査「生活費に関する Web アンケート調査」、社会的主観的代替率(SSRR)の推計には厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いた¹⁸。

(1) 生活費に関する Web アンケート調査 (生活費調査)

「生活費に関する Web アンケート調査(以下、生活費調査と略す)」は山田他(2012)における主観的最低生活費推計のための調査を高齢者に適用したものである。調査はマクロミル社のモニタ(65~74歳)に対し、単身(男・女)、夫婦のみ世帯、生活保護制度上の地域区分(級地)、各世帯類型での可処分所得平均以上・未満で各々サンプル・サイズが等し

¹⁸ いずれも令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の一環として調査実施あるいは調査票情報利用が認められた。また「生活費に関する Web アンケート調査」の実施に先立ち、国立社会保障・人口問題研究所での研究倫理審査の承認(IPSS-IBRA#19002)を受けた。なお「国民生活基礎調査」に基づく結果は筆者の集計であり、公刊された集計と整合性があるとは限らない。

くなるよう割付け（付表1参照）、2019年8月13～27日に同社が実施した¹⁹。

生活費調査では、生計維持のため最低限必要な世帯所得（MIQ）を尋ねるのではなく、25の各消費項目²⁰に必要な額（最低必要消費支出）を尋ねる方法を用いた。理由として、最低所得を尋ねる方式と最低必要消費支出（衣食住および日常生活に必要不可欠な消費項目に対する最低必要な支出）を尋ねる方式では、消費項目を指定しない前者の額が膨らむ傾向がある²¹こと、本稿では分析の枠組み上、基礎年金と生活保護がカバーすべき最低限必要な支出の範囲を消費項目単位で再定義する必要があったこと、の2つが挙げられる。

山田他（2012）に倣い、Web調査の特性を活かし、各項目に最低限必要な支出合計額が自動的に計算され、常に調査画面トップに表示されるようにし、一種の家計のやりくりを調査対象者が意識できる調査設計とした。また、質問の仕方によりSSPLがどれほど幅のある概念か確認するため、最低限必要な支出額の設問は、

- ・ K調査：「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要」
- ・ T調査：「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要」

という2種類の質問を調査対象にランダムに割り当てた。前者は把握された各項目の最低必要消費支出から、基礎的消費と生活扶助に相当する支出項目を選択・合計²²し、SSPL推定のための被説明変数とした。説明変数は、世帯可処分所得（自然対数）、世帯類型ダミー

¹⁹ 同社のモニタ管理体制については「モニタの品質管理ポリシー

（https://www.macromill.com/advantage/monitor_policy.html）」を参照されたい。

²⁰ 具体的には①食費、②酒類、③外食費、④仮想家賃、⑤光熱・水道、⑥家事用品費、⑦交通費、⑧通信、⑨教養娯楽、⑩理髪料や理美容用品、⑪たばこ、⑫病院・歯科・接骨院鍼灸院の診療代、⑬医薬品（市販薬など）や保健医療用品、⑭介護・保育サービス費用、⑮こづかい、⑯交際費、⑰被服・履物、⑱携行品、⑲室内装備・寝具、⑳家具・家電、㉑AV機器・パソコン・周辺機器等、㉒教育費、㉓旅行代金、観戦・観覧料、㉔冠婚葬祭費、㉕非貯蓄型保険料、であり総務省「全国消費実態調査」を参考にした。調査票では、例えば「医薬品」については「市販薬など」として、各項目に何が含まれるか例示した。①～⑯は月額・千円、⑰～⑲は年額・万円単位で質問した。

²¹ たとえば Garner and Short (2003) など。

²² 具体的には、基礎的消費支出に相当する項目として①食費、②酒類、③外食費、④仮想家賃、⑤光熱・水道、⑥家事用品費、⑰被服・履物、さらに生活扶助に相当する項目として、それらに加え⑦交通費、⑧通信、⑨教養娯楽、⑩理髪料や理美容用品、⑪たばこ、⑬医薬品（市販薬など）や保健医療用品、⑮こづかい、⑯交際費、⑱携行品、⑲室内装備・寝具、⑳家具・家電、㉑AV機器・パソコン・周辺機器等、㉓旅行代金、観戦・観覧料、㉔冠婚葬祭費を用いた。なお基礎的消費支出項目の範囲は、実態的にはこれより広いことがすでに指摘されている〔岩田（1989）、pp.91-101〕。

と級地ダミーである

所得を含めすべての項目を回答したサンプルのみ調査完了となるため欠損値は発生しないが、桁間違い（たとえば最低限必要な食費を月額 40 万円と回答する）等の誤記入は排除できない。そのため単身・夫婦世帯×K/T 調査の 4 サブ・サンプル毎に 3σ の範囲外の最低消費支出を外れ値として分析対象外とした。これにより 84 サンプルが除外され、最終的な分析対象サンプルは 2,191 となった（記述統計量は付表 2 参照）。

(2) 国民生活基礎調査（国生調査）

SSRR の推計では 1986～2016 年までの「国民生活基礎調査（以下、国生調査と略す）」を大調査年の隔年、6 時点用いた。いずれの時点も「生活意識」を 5 段階²³で尋ねており、これを SSRR 推定のための被説明変数とした（「生活意識」の分布・推移は付図 1 参照）。説明変数は所得（自然対数）と世帯類型ダミーである。

代替率を計算するための代表的な「現役世帯」として、夫婦 2 人と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯を設定した。「高齢世帯」として 65 歳以上の夫婦のみ世帯を設定した。これは 1985 年改正（基礎年金導入）で代替率 6 割の設定時に想定された世帯類型〔吉原編(1987), pp.82-83; 村上他 (1980), p.17〕に依拠している。

この推計を「パターン A (=①60 歳未満夫婦と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯と②65 歳以上の高齢夫婦のみ世帯で、③両世帯とも可処分所得を説明変数として推計)」と呼ぶことにする。

さらに、より現行の代替率の計算に即した世帯類型として、「現役世帯」として、夫（60 歳未満）が第 2 号被保険者で、その妻（60 歳未満）が第 3 号被保険者である、夫婦と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯を設定した。対する「高齢世帯」として、夫（65 歳以上）が基礎・国民年金と厚生・共済年金を受給しており、妻（65 歳以上）が基礎・国民年金のみしか受給していない夫婦のみ世帯²⁴を設定した。所得についても、現役世帯については世帯主（夫・60 歳未満）の就労所得（自然対数）、高齢世帯については公的年金（自然対数）を、現行の代替率の計算に、より即した推計となるよう説明変数（ただし就労所得はグロス）として用いた。

この推計を「パターン B (=①60 歳未満の被保険者第 2・3 号夫婦と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯と②65 歳以上の夫が厚生年金か共済年金、65 歳以上の妻が基礎・国民年金のみを受給している夫婦のみ世帯で、③現役世帯は就労収入、高齢世帯は公的年金を説明変数として推計)」と呼ぶことにする。

²³ 「生活意識」は所得票にある設問「現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか」であり、5 段階（大変苦しい、やや苦しい、普通、ややゆとりがある、大変ゆとりがある）で把握されている。

²⁴ つまり恩給、福祉年金、船員保険の受給者はパターン B の分析では除外している。

なおパターン A では、可処分所得が欠損、また世帯主または妻の年齢が 20 歳未満のサンプル、年齢不詳の世帯員がいる世帯は除外した。パターン B では、パターン A での除外サンプルに加え、現役世帯については、世帯主が国民年金第 2 号被保険者で世帯主収入がゼロ、妻が国民年金第 3 号被保険者で妻の収入が 130 万円以上、既婚の同居子がいるサンプルを除外した。高齢者世帯については、年金受給ありとなっているにもかかわらず公的年金収入がない、年金を受給している被保険者、妻の年金が 1 階部分のみにもかかわらず妻の公的年金収入が 100 万円以上のサンプルを除外した²⁵。その結果、分析対象サンプル（6 時点計）はパターン A で 27,129、B で 12,923 となった（記述統計量は付表 3 参照）。

V. 結果

1. 社会的主観的貧困線（SSPL）

「生活費調査（2019 年）」に基づく筆者推計（付表 4・5 参照）から算出した SSPL および公的年金額を表 1 に示した。

基礎的消費支出（括弧内は仮想家賃を含む場合）でみた SSPL は、K 調査では単身 4 万 2 千円（7～8 万 2 千円）、夫婦 6 万 6 千円（9 万 6 千～11 万 2 千円）、T 調査では単身 5 万 9 千円（9 万 9 千～11 万 7 千円）、夫婦 8 万 7 千円（13 万 2 千～15 万 6 千円）である。満額基礎年金額は単身 6 万 5 千円、夫婦 13 万円である。

単身・夫婦世帯とも、K・T 両調査とも仮想家賃を含めなければ（持ち家なら）、満額基礎年金は、基礎的消費支出でみた SSPL を上回る。しかし仮想家賃を含めると（借家だと）、満額基礎年金は、夫婦世帯では T 調査で、単身世帯では K 調査でも、基礎的消費支出でみた SSPL を下回る。

表 1：社会的主観的貧困線および公的年金額（2019 年，月額・千円）

(仮想家賃)		社会的主観的貧困線（SSPL）								公的年金			
		基礎的消費支出相当				生活扶助相当				満額基礎年金		モデル年金	
		除		含		除		含					
世帯類型		単身	夫婦	単身	夫婦	単身	夫婦	単身	夫婦	単身	夫婦	単身	夫婦
K調査	1級地			82	112					65	130	156	222
	2級地	42	66	74	101	100	147	142	190				
	3級地			70	96								
T調査	1級地			117	156			212	284	65	130	156	222
	2級地	59	87	107	142	142	201	196	262				
	3級地			99	132			189	252				

注：級地ダミーが有意でない場合、級地ダミーを含まない推計式により社会的主観的貧困線を算出。

出所：「生活費調査（2019 年）」に基づく筆者推計（付表 4・5 参照）に基づき計算。公的年金額は 2019 年 1 月 18 日付

²⁵ 使用データの直近年の 2015 年でも満額の老齢基礎年金額は、78 万円であるため、障害基礎年金や付加年金を受給している可能性も考慮して、100 万円以上を異常値とした。

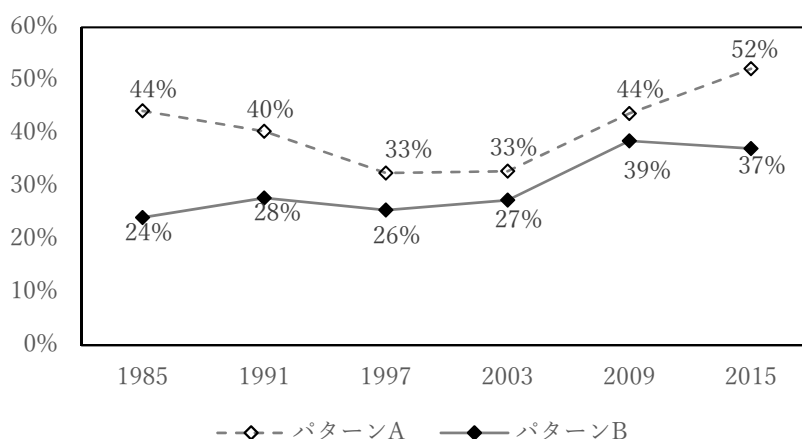
厚生労働省年金局年金課 Press Release によるもので、夫婦の厚生年金額は、夫が平均的収入〔平均標準報酬（賞を含む月額換算）42.8 万円〕で 40 年間加入、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の年金受給開始時の給付額、単身の厚生年金額はそこから妻分の基礎年金額を除いた額である。

一方、生活扶助相当支出（括弧内は仮想家賃を含む場合）でみた SSPL は、K 調査では単身 10 万円（14 万 2 千円）、夫婦 14 万 7 千円（19 万円）、T 調査では単身 14 万 2 千円（18 万 9 千～21 万 2 千円）、夫婦 20 万 1 千円（25 万 2 千～28 万 4 千円）である。モデル年金（老齢厚生年金）は単身で 15 万 6 千円、夫婦で 22 万 2 千円である。

単身・夫婦世帯とも、K 調査では仮想家賃を含めても（借家であっても）、モデル年金は、生活扶助相当支出でみた SSPL を上回る。T 調査では、仮想家賃を含めなければ（持ち家であれば）、モデル年金は生活扶助相当支出でみた SSPL を上回るが、仮想家賃を含めると（借家だと）下回る。

2. 社会的主観的代替率（SSRR）

「国民生活基礎調査（1986～2016 年）」に基づく筆者推計（付表 6 参照）から算出した SSRR を図 2 に示した。



注：パターン A は①60 歳未満夫婦と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯と②高齢夫婦のみ世帯で、③両世帯類型とも可処分所得を説明変数として推計。パターン B は①60 歳未満の被保険者第 2・3 号夫婦と 18 歳未満の子ども 2 人の 4 人世帯、②65 歳以上の夫が厚生年金か共済年金を受給、65 歳以上の妻が基礎・国民年金のみを受給している夫婦のみ世帯で、③現役世帯は就労収入、高齢世帯は公的年金を説明変数として推計。なお所得は調査時点より 1 年前の情報に基づくため、調査前年の年を表記した。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査（1986～2016 年）」個票に基づく筆者推計（付表 6 参照）に基づき計算。

図 2：社会的主観的代替率の推移（1985～2015 年）

現役・高齢両世帯とも可処分所得（パターン A）で評価した SSRR は 2015 年で 52%であり、1997 年を底とする U 字型をしている。一方、現役世帯は男性の賃金のみ、高齢世帯は

公的年金のみ（パターン B）で評価した SSRR は 2015 年で 37%であり、1985 年の 24%からは上昇したが、2009 年からは上昇していない。

2019 年でのモデル年金の所得代替率は 61.7%であり、いずれの SSRR も 10%ポイント低く、現行制度に近いパターン B の SSRR（ただし分母はグロス、加入年数捨象）は ILO 第 102 号条約の 40%という代替率にほぼ等しい。

VI. おわりに

本稿前半では、満額基礎年金額については基礎的消費支出、モデル年金の所得代替率については社会保障の最低基準（ILO 第 102 号条約）という、過去の参照基準を歴史的に概観した上、現行の公的年金制度では、近い将来、それらの基準を実態として下回る可能性を示した。

本稿後半では、「社会的」維持可能性を担保するため必要な満額基礎年金やモデル年金の代替率を検討するため、一般市民の意識調査に基づき、社会的主観的貧困線（SSPL）と社会的主観的代替率（SSRR）を推計した。SSPL（2019 年）に関し、満額基礎年金とモデル年金は持ち家の場合、各々基礎的消費支出と生活扶助相当支出を賄えるが、借家の場合はいずれも困難なことが明らかになった。また SSRR（2015 年）は現行制度に近い定義では 37%、現役・高齢世帯とも可処分所得に基づく定義では 52%であった。

このことは、財政制約や現役世代の負担との均衡を勘案し公的年金に拠らず、高齢者の所得保障を行うには、（日本にまだ存在しない）期間の定めのない住宅手当等、対象者を限定した社会保障給付が重要となることを意味する。とはいえ一般市民の意識として、マクロ経済スライドによるモデル年金の所得代替率 50%は平均的には現時点では必ずしも低いとはいえない。

本稿で残された課題として、SSRR の長期的変動（とりわけ近年の上昇）の要因²⁶を明らかにすることが挙げられる。

参考文献

- Bishop, J., A. Grodner, H. Liu and I. Ahamdanech-Zarco (2014) “Subjective Poverty Equivalence Scales for Euro Zone Countries,” *The Journal of Economic Inequality*, 12(2), pp.265-278.
- 藤本裕三（2008）「非正規雇用者と老後所得」、『日本年金学会誌』, 28, pp.1-10.
- Garner, T. I. and Short, K. (2003), “Personal Assessments of Minimum Income and Expenses: What Do They Tell Us about ‘Minimum Living’ Thresholds and Equivalence Scales?” in J. A. Bishop and Y. Amiel (eds.) *Inequality, Welfare and Poverty: Theory and Measurement*, Vol. 9 of the Series Research on Economic Inequality, Elsevier Science, pp.191-243.

²⁶ 壮年女性・高齢者の就業率上昇、税・社会保険料や教育・医療・介護費用等の家計支出構造の変化等が考えられる。

- Goedhart, T., V. Halberstadt, A. Kapteyn, and B. van Praag (1977) “The Poverty Line: Concept and Measurement,” *Journal of Human Resources*, 12(4), pp.503-20.
- 畑 満 (2017) 「公的年金に対する現状認識と課題」, 坪野剛司監修, 年金総合研究所編, 『年金制度の展望：改革への課題と論点』, 東洋経済新報社, pp.15-61。
- 畑 満 (2019) 「公的年金の給付水準と支給開始年齢」, 『個人金融』, 13(4), pp.46-56。
- 畠中 亨 (2018) 「公的年金を中心とした高齢期ナショナル・ミニマムの検証」, 『社会政策』, 10 (2) , pp.82-92。
- 岩田正美 (1989) 『老後生活費：今日と明日』, 法律文化社。
- 和泉徹彦 (2017) 「全国消費実態調査に基づく高齢者世帯消費支出の分析」, 『嘉悦大学研究論集』, 59 (2), pp.55-67。
- Kapteyn, A., S. van de Geer, H. van de Stadt (1985) “The Impact of Changes in Income and Family Composition on Subjective Measures of Well-Being,” in M. David and T. Smeeding (eds.) *Horizontal Equity, Uncertainty, and Economic Well-being*, University of Chicago Press, pp.35-67.
- 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2013) 『わが国が未批准の国際条約一覧 (2013 年 1 月現在)』,
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196396_po_201203d.pdf?contentNo=1 (2019 年 11 月 15 日最終確認)
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2017) 「日本の将来人口推計：平成 28 (2016) ～77 (2115) 年」『人口問題研究資料』, 第 336 号。
- 厚生団編 (1988) 『厚生年金保険制度回顧録』, 社会保険法規研究会。
- 厚生省編 (1976) 『昭和 50 年版厚生白書：これからの社会保障』, 大蔵省印刷局。
- 厚生省年金局 (1983) 『「21 世紀の年金」に関する有識調査結果』。
- 厚生省年金局 (1999) 『21 世紀の年金を「構築」する (年金白書平成 11 年版)』, 社会保険研究所。
- 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編 (1968) 『厚生年金保険二十五年史』, 厚生団。
- 厚生労働省 (2003a) 「第 14 回社会保障審議会年金部会議事録 (平成 15 年 2 月 19 日)」 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/txt/s0219-4.txt>, 2019 年 11 月 15 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2003b) 「給付と負担の在り方に関する意見の整理 (第 20 回社会保障審議会年金部会 参考資料 1)」, <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0612-6.html> (2019 年 11 月 15 日最終確認)。
- 厚生労働省 (2008) 「参考資料集 (第 12 回社会保障審議会年金部会)」。
- 厚生労働省 (2019a) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し：2019 (令和元) 年財政検証結果 (第 9 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1)」, <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html> (2019 年 11 月 15 日最終確認)。

- 厚生労働省 (2019b) 「2019 (令和元) 年財政検証関連資料 (第 9 回社会保障審議会年金部会 資料 4)」, <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html> (2019 年 11 月 15 日最終確認)。
- 厚生労働省大臣官房国際課 (2012) 「2012 年年次報告 (案) (第 102 号条約) (第 19 回 ILO 懇談会資料 2-4)」, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yy2i.html> (2019 年 11 月 15 日最終確認)
- 厚生労働省大臣官房国際課 (2017) 「2017 年年次報告 (案) 第 102 号 (第 29 回 ILO 懇談会資料 3-6)」, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194090.html> (2019 年 11 月 15 日最終確認)
- 厚生労働省年金局 (2018) 「年金制度を巡るこれまでの経緯等について (第 1 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1)」, http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000202219.pdf (2018 年 4 月 28 日最終確認)。
- 厚生労働省年金局数理課編 (2015) 『平成 26 年財政検証結果レポート:「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)』, 厚生労働省年金局数理課。
- 免田圭介 (2018) 「分析ツールを活用した家計分析」, 『週刊社会保障』, 2955, pp.54-61。
- 百瀬 優・山田篤裕 (2018a) 「一九八五年公的年金制度改正」, 菅沼隆・土田武史・岩永理恵・田中聡一郎編, 『戦後社会保障の証言: 厚生官僚 120 時間オーラルヒストリー』, 有斐閣, pp.232-245。
- 百瀬 優・山田篤裕 (2018b) 「1985 年年金改正: 制度体系再編へ至る道」, 『社会保障研究』, 3(1), pp. 69-82。
- 村上 清・伊藤宗武・山口新一郎・辻 敬一 (1980) 「年金改正の中味を再点検すると...: 抜本的見直しの第一歩」, 『総合社会保障』, 18 (11), pp.4-21。
- Pradhan, M., and M. Ravallion (2000) “Measuring Poverty Using Qualitative Perceptions of Consumption Adequacy,” *The Review of Economics and Statistics*, 82(3), pp.462-471.
- Ravallion, M. (2016) *The Economics of Poverty*, Oxford University Press.
- 社会保険審議会 (1972) 「厚生年金保険制度の改正に関する意見 (47.10.17.)」, 社会保険研究所編 (1975) 『日本社会保障資料 II』, 至誠堂, pp.104-106。
- 週刊社会保障報道部編 (1978) 『年金制度抜本改正の解説と資料』, 社会保険法規研究会。
- Stewart, M. (2009) “The Estimation of Pensioner Equivalence Scales Using Subjective Data,” *Review of Income and Wealth*, 55(4), pp.907-29。
- 高木真吾・時子山由紀・金子能宏 (2004) 「等価尺度を用いた高齢世帯の生活水準の評価」 『会計検査研究』, 30, pp.109-128。
- 辻 明子 (2008) 「就職氷河期世代の老後に関するシミュレーション」, 総合研究開発機構 『就職氷河期世代のきわどさ: 高まる雇用リスクにどう対応すべきか (NIRA 研究報告書)』, pp.114-123, <https://www.nira.or.jp/pdf/0801report.pdf> (2019 年 11 月 15 日最終確認)。

- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平（2012）「主観的最低生活費の測定」『社会政策』，3（3），pp.127-139。
- 山口新一郎・小林節夫（1982）「大改正を控えた年金制度をめぐって（その2）」『年金実務』，433，pp.41-47。
- 山本克也（2016）「老後生計費問題：予備的考察」，『社会保障研究』，1(2)，pp.446-460。
- 山本克也（2019a）「就職氷河期世代・非正規職の老後生計費に関する一考察」，『日本年金学会誌』，38，pp.76-83。
- 山本克也（2019b）「年金給付水準の低下と要介護高齢者の生活困窮」，『貧困研究』，23，pp.27-36。
- 横田陽吉（1980）「三つの難問を同時解決」，日本国民年金協会広報部，『国民年金二十年秘史（日本年金叢書8）』，日本国民年金協会，pp.141-144。
- 吉原健二（2004）『わが国の公的年金制度：その生い立ちと歩み』，中央法規。
- 吉原健二編（1987）『新年金法（61）年金改革 解説と資料』，全国社会保険協会連合会。
- 吉原健二・畑 満（2016）『日本公的年金制度史：戦後70年・皆年金半世紀』，中央法規。

付表 1：「生活費調査（2019 年）」のサンプル設計

	K調査		T調査	
	単身	夫婦	単身	夫婦
1級地	244	120	250	126
2級地	163	200	176	190
3級地	167	187	174	194
計	1,081		1,110	

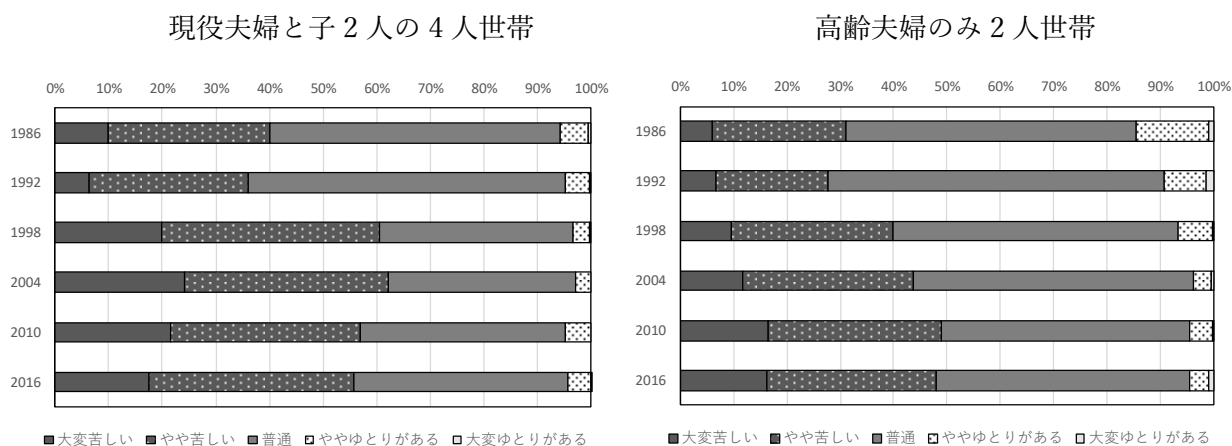
出所：「生活費調査（2019 年）」に基づく筆者計算。

付表 2：「生活費調査（2019 年）」に基づく分析に関する記述統計

被説明変数	K調査				T調査			
	Mean	Std. dev.	Min	Max	Mean	Std. dev.	Min	Max
ln 基礎的消費支出（除・仮想家賃）	4.067	[0.594]	1.764	6.548	4.332	[0.524]	2.485	6.525
ln 基礎的消費支出（含・仮想家賃）	4.540	[0.577]	1.922	6.849	4.837	[0.479]	2.752	6.553
ln 生活扶助 1類+2類（除・仮想家賃）	4.838	[0.600]	2.890	6.864	5.117	[0.536]	2.996	6.844
ln 生活扶助 1類+2類（含・仮想家賃）	5.101	[0.554]	2.987	6.914	5.389	[0.485]	3.689	6.916
説明変数								
ln 可処分所得	5.137	[0.823]	2.813	7.642	5.121	[0.850]	2.813	7.642
配偶者あり（=1）	0.469	[0.499]	0.000	1.000	0.459	[0.499]	0.000	1.000
2級地（=1）	0.336	[0.472]	0.000	1.000	0.330	[0.470]	0.000	1.000
3級地（=1）	0.327	[0.470]	0.000	1.000	0.332	[0.471]	0.000	1.000
N	1,081				1,110			

出所：「生活費調査（2019 年）」に基づく筆者計算。

付図 1：「国民生活基礎調査」における生活意識の推移（1986～2016 年）



出所：「国民生活基礎調査（1986～2016 年）」に基づく筆者計算。

注：「生活意識」は所得票にある設問「現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか」により、5段階で把握される。現役夫婦と子 2 人世帯における子は 18 歳未満である。高齢夫婦のみ 2 人世帯は夫婦とも 65 歳以上である。

付表3：「国民生活基礎調査」に基づく分析に関する記述統計（1986～2016年）

	パターンA					パターンB				
	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
1985年										
生活意識	5,575	2.535	0.808	1	5	2,905	2.569	0.766	1	5
世帯所得(ln)	5,575	8.175	0.566	4.804	10.838	2,905	8.408	0.437	4.263	10.798
高齢夫婦ダミー	5,575	0.135	0.342	0	1	2,905	0.055	0.229	0	1
現役夫婦ダミー	5,575	0.865	0.342	0	1	2,905	0.945	0.229	0	1
1991年										
生活意識	5,450	2.642	0.733	1	5	2,865	2.644	0.697	1	5
世帯所得(ln)	5,450	8.299	0.631	4.263	11.570	2,865	8.472	0.544	5.442	11.399
高齢夫婦ダミー	5,450	0.292	0.455	0	1	2,865	0.180	0.384	0	1
現役夫婦ダミー	5,450	0.708	0.455	0	1	2,865	0.820	0.384	0	1
1997年										
生活意識	4,404	2.359	0.825	1	5	2,212	2.336	0.808	1	5
世帯所得(ln)	4,404	8.339	0.633	5.663	11.476	2,212	8.478	0.574	3.932	11.022
高齢夫婦ダミー	4,404	0.453	0.498	0	1	2,212	0.305	0.460	0	1
現役夫婦ダミー	4,404	0.547	0.498	0	1	2,212	0.695	0.460	0	1
2003年										
生活意識	4,041	2.328	0.842	1	5	1,860	2.318	0.817	1	5
世帯所得(ln)	4,041	8.129	0.659	2.833	10.551	1,860	8.309	0.550	4.796	10.199
高齢夫婦ダミー	4,041	0.596	0.491	0	1	1,860	0.444	0.497	0	1
現役夫婦ダミー	4,041	0.404	0.491	0	1	1,860	0.556	0.497	0	1
2009年										
生活意識	3,781	2.288	0.859	1	5	1,644	2.322	0.827	1	5
世帯所得(ln)	3,781	8.124	0.609	5.553	10.780	1,644	8.235	0.576	5.889	10.342
高齢夫婦ダミー	3,781	0.672	0.470	0	1	1,644	0.554	0.497	0	1
現役夫婦ダミー	3,781	0.328	0.470	0	1	1,644	0.446	0.497	0	1
2015年										
生活意識	3,878	2.319	0.840	1	5	1,437	2.342	0.818	1	5
世帯所得(ln)	3,878	8.068	0.612	3.332	10.754	1,437	8.155	0.604	3.714	10.645
高齢夫婦ダミー	3,878	0.725	0.447	0	1	1,437	0.586	0.493	0	1
現役夫婦ダミー	3,878	0.275	0.447	0	1	1,437	0.414	0.493	0	1

出所：「国民生活基礎調査（1986～2016年）」に基づく筆者計算。

付表4： 社会的主観的貧困線（SSPL）算出のための推計式：K 調査

被説明変数 (仮想家賃の扱い)	基礎的消費支出相当				生活扶助（1類+2類）相当				
	除		含		除		含		
	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	
説明変数									
世帯可処分所得 (ln)	0.104	[0.021]	***	0.110	[0.021]	***	0.154	[0.022]	***
配偶者あり (=1)	0.416	[0.035]	***	0.283	[0.036]	***	0.327	[0.036]	***
2級地				-0.092	[0.041]	*			
3級地				-0.140	[0.041]	***			
定数項	3.340	[0.106]	***	3.919	[0.109]	***	3.893	[0.108]	***
Adj. R ²	0.175			0.106			0.156		
N	1,081			1,081			1,081		

出所：「生活費調査（2019年）」に基づく筆者推計。

注：***, **, *は各々0.1, 1, 5%で統計的に有意であることを示す。級地ダミーが有意でない場合、級地ダミーを含まない推計式により社会的主観的貧困線（SSPL）を算出。

付表5： 社会的主観的貧困線（SSPL）算出のための推計式：T 調査

被説明変数 (仮想家賃の扱い)	基礎的消費支出相当				生活扶助（1類+2類）相当				
	除		含		除		含		
	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	
説明変数									
世帯可処分所得 (ln)	0.093	[0.018]	***	0.091	[0.017]	***	0.135	[0.018]	***
配偶者あり (=1)	0.352	[0.030]	***	0.259	[0.029]	***	0.299	[0.031]	***
2級地				-0.087	[0.033]	**			
3級地				-0.156	[0.033]	***			
定数項	3.696	[0.089]	***	4.334	[0.085]	***	4.288	[0.091]	***
Adj. R ²	0.165			0.128			0.160		
N	1,110			1,110			1,110		

出所：「生活費調査（2019年）」に基づく筆者推計。

注：***, **, *は各々0.1, 1, 5%で統計的に有意であることを示す。級地ダミーが有意でない場合、級地ダミーを含まない推計式により社会的主観的貧困線（SSPL）を算出。

付表 6： 社会的主観的代替率（SSRR）算出のための推計式

被説明変数	生活意識			
	パターンA		パターンB	
説明変数	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]
1985年				
世帯所得A(ln)	0.961	[0.036]	***	
世帯所得B(ln)			0.958	[0.071] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.784	[0.052]	***	1.362 [0.116] ***
1991年				
世帯所得A(ln)	0.802	[0.038]	***	
世帯所得B(ln)			0.779	[0.07] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.727	[0.043]	***	0.997 [0.085] ***
1997年				
世帯所得A(ln)	0.798	[0.036]	***	
世帯所得B(ln)			0.969	[0.071] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.896	[0.041]	***	1.323 [0.079] ***
2003年				
世帯所得A(ln)	0.777	[0.044]	***	
世帯所得B(ln)			0.859	[0.076] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.865	[0.045]	***	1.112 [0.076] ***
2009年				
世帯所得A(ln)	0.807	[0.041]	***	
世帯所得B(ln)			0.952	[0.077] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.667	[0.045]	***	0.906 [0.081] ***
2015年				
世帯所得A(ln)	0.799	[0.041]	***	
世帯所得B(ln)			0.729	[0.105] ***
世帯類型ダミー(参照:現役夫婦+子2人)				
高齢夫婦	0.520	[0.045]	***	0.722 [0.098] ***

出所：「国民生活基礎調査（1986～2016年）」に基づく筆者推計。

注1：***, **, *は各々0.1, 1, 5%で統計的に有意であることを示す。

注2：パターンAは①60歳未満夫婦と18歳未満の子ども2人の4人世帯と②高齢夫婦のみの2人世帯で、③両世帯類型とも可処分所得を説明変数として推計。パターンBは①60歳未満の被保険者第2・3号夫婦と18歳未満の子ども2人の4人世帯、②65歳以上の夫が厚生年金か共済年金を受給、65歳以上の妻が基礎・国民年金のみを受給している夫婦のみ2人世帯で、③現役世帯は就労収入、高齢世帯は公的年金を説明変数として推計。なお所得は調査時点より1年前の情報に基づくため、調査前年の年を表記した。